

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
1 定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。 [監査ガイドライン P.3]	法第31条第1項	○ 定款の必要的記載事項(法第31条第1項)が事実と異なるものとなっているか。	・必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合 ＜確認書類＞ 定款	C B
	2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。 [監査ガイドライン P.3～4]	法第45条の36第1項、第2項、第4項、 法45条の9第7項第3号、 規則第4条	○ 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 ○ 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか(所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。)	・定款変更についての評議員会の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請若しくは届出がされている場合 ・定款変更の決議を行った評議員会の招集手続又は議案の提出手続が法令、通知又は定款に違反している場合 ＜確認書類＞ 決議を行った評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録 ・定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続又は所轄庁の認可を要さない場合の所轄庁への届出の手続が行われていない場合 ＜確認書類＞ 所轄庁の変更認可書又は所轄庁に提出した定款変更の届出書(所轄庁で保存している書類を確認すること。)	C B C B
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。 [監査ガイドライン P.4～5]	法第34条の2第1項、第4項、 法第59条の2第1項第1号、 規則第2条の5、第10条第1項	○ 定款を事務所に備え置いているか。 ○ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 ○ 公表している定款は直近のものであるか。	・主たる事務所における定款の備置きが行われていない場合、又は従たる事務所における定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機(パソコン)への記録が行われていない場合 ・定款がインターネットを利用(法人ホームページ等)により公表が行われていない場合(なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。) ・備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない場合	C B C B C B
	2 内部管理体制 [監査ガイドライン P5～6]	法第45条の13第5項、 令第13条の3、 規則第2条の16	○ 内部管理体制が理事会で決定されているか。 ○ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。	・内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項(規則第2条の16)について、一部でも理事会の決定がされていないものがある場合 ＜確認書類＞ 関係規程、理事会の議事録	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか [監査ガイドライン P6]	法第39条	○定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。	・法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の資料、議事録等)、就任承諾書等	C
				・評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の資料、議事録等)、就任承諾書等	B
				・評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の資料、議事録等)、就任承諾書等	C
				・評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の資料、議事録等)、就任承諾書等	B
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	法第40条第1項、第2項、第4項、第5項 法第61条第1項、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)	○ 欠格事由に該当する者が選任されていないか。	・評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないことについて、法人において確認がされていない場合 ・法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいることが判明した場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	C
			○ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。	・評議員が当該法人の役員又は職員を兼ねている場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	B
			○ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。	・評議員の選任手続において、評議員候補者が当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認がされていない場合 ・法人が保有する書類により、特殊の関係にある者に該当する者がいることが判明した場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	[監査ガイドライン P.7～9]		○ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員総数の5分の1を超えている場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	C B
			○ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。	・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	C B
			○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。	・評議員の選任手続において、評議員候補者が暴力団員等の反社会的勢力の者でないことについて、法人において確認がされていない場合 ・暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっている場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	C B
			○ 法人の業務執行に該当する業務を行う者が評議員として選任されていないか。	・法人の業務執行に該当する業務を行っている者が評議員として選任されている場合 ＜確認書類＞ 評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役職員名簿、評議員会の議事録等	B
	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。 [監査ガイドライン P.9]	法第40条第3項	○ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。	・在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない場合(同数以下の場合) ＜確認書類＞ 定款、評議員名簿、役員名簿、評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)、理事の選任・解任等に関する書類(理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)	C B
(2)評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12	○ 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。	・評議員会の1週間(中7日間)前(又は定款に定めた期間)までに評議員に通知がなされていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の招集通知、理事会の議事録	C B
				・電磁的方法により通知をした場合に、評議員の承諾を得ていない場合 ＜確認書類＞ 評議員全員の同意が確認できる書類	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
				・評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合 ・評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の招集通知、理事会の議事録、評議員全員の同意が確認できる書類	C B
			○ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。	・評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない場合 ＜確認書類＞ 理事会の議事録	C B
			○ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。	・定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに招集されていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の招集通知、評議員会の議事録	C B
	[監査ガイドライン P.9～10]				
	2 決議が適正に行われているか。	法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条	○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。	・決議を要する事項（法及び定款に定める事項）について、決議が行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	C B
			○ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	・成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	C B
			○ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。	・成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	C B
			○ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。	・成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていた場合 ・決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	[監査ガイドライン P.10～12]		○ 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	・評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合 ・評議員会への報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	C B
	3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15	○ 厚生労働省令に定めるところにより、議事録(書面又は電磁的記録)を作成しているか。	・議事録が作成されていない場合 ・議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合 ・定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録	C B
			○ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。	・議事録が、評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録	C B
	[監査ガイドライン P.12～14]		○ 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。	・評議員会の決議を省略した場合に、同意の意思表示が行われた書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に評議員会の決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていない場合 ＜確認書類＞ 同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録	C B
	4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	法第45条の19 法第45条の30、 法第45条の31、 規則第2条の39、 規則第2条の40	○ 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。	・計算関係書類等に関して、監事の監査を受けていない場合 ＜確認書類＞ 定款、経理規程、監事による監査報告	C B
			○ 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。	・計算関係書類等に関して、会計監査人の監査を受けていない場合 ＜確認書類＞ 定款、経理規程、会計監査人による会計監査報告	C B
			○ 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。	・計算関係書類等に関して、理事会の承認を受けていない場合 ＜確認書類＞ 定款、経理規程、監事による監査報告、会計監査人による会計監査報告、理事会議事録	C B
			○ 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。	・計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けていない場合 ＜確認書類＞ 定款、経理規程、監事による監査報告、理事会議事録、評議員会議事録	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	[監査ガイドライン P.14]		○ 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。	・計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告していない場合 ＜確認書類＞ 定款、経理規程、会計監査人による会計監査報告、理事会議事録、評議員会議事録	C B
4 理事 (1)定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 [監査ガイドライン P.14～15]	法第44条第3項、 法第45条の7	○ 定款に定める員数が選任されているか。	・定款で定めた員数(6人以上)が選任されていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類	C B
			○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類	C B
			○ 欠員が生じていないか。	・欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、補充の検討が行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類	C B
(2)選任及び解任	1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 [監査ガイドライン P.15～16]	法第43条第1項、 法第45条の4	○ 評議員会の決議により選任又は解任されているか。	・理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会の議事録、就任承諾書等	C B
				・理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会の議事録、就任承諾書等	C B
			○ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。	・理事の解任が評議員会の権限の濫用に当たる場合(現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に該当しない場合) ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会の議事録、就任承諾書等	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
(3)適格性	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第44条第6項 (参考)法第61条第1項、第109条から111条まで、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)	○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。	・理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由該当しないことを確認していない場合 ・法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいることが判明した場合 ＜確認書類＞ 役員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等	C B
			○ 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。	・理事の選任手続において、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないかを確認していない場合 ・法人が保有する書類により、各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれていることが判明した場合 ＜確認書類＞ 役員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等	C B
			○ 社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている場合 ＜確認書類＞ 役員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等	C B
			○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。	・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合 ＜確認書類＞ 役員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等	C B
			○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないか。	・理事の選任手続において、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合 ・暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっている場合 ＜確認書類＞ 役員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等	C B
	[監査ガイドライン P.16～18]				
(3)適格性	2 理事として含まれていない者ならばならない者が選任されているか。	法第44条第4項	○ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。	・理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合 ＜確認書類＞ 理事の選任手続における関係書類(履歴書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	[監査ガイドライン P.18]		○ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。	・理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合 ＜確認書類＞ 理事の選任手続における関係書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B
			○ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。	・当該法人が施設を設置している場合であって、施設の管理者が理事として一人も選任されていない場合 ＜確認書類＞ 理事の選任手続における関係書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B
			○ 理事会の決議で理事長選定しているか。	・理事長の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会の議事録	C B
			○ 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。	・業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会の議事録	C B
(4) 理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。 [監査ガイドライン P.19]	法第45条の13第3項、 法第45条の16第2項			
5 監事 (1) 定数	1 法に規定された員数が定数に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 [監査ガイドライン P19～20]	法第44条第3項、 法第45条の7第2項による第1項の準用	○ 定款に定める員数が選任されているか。	・定款で定めた員数(2人以上)が選任されていない場合 ＜確認書類＞ 定款、監事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録及びその他関係書類	C B
			○ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、監事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録及びその他関係書類	C B
			○ 欠員が生じていないか。	・欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、その補充のための検討が行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、監事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録及びその他関係書類	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
(2)選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 [監査ガイドライン P.20～21]	法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、法第45の4第1項、第45条の9第7項第1号	○ 評議員会の決議により選任されているか。	・監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類	C B
			○ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。	・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類	C B
			○ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。	・監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類	C B
				・監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類、就任承諾書等	C B
	2 監事となることができない者が選任されていないか。	法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第2項、第44条第2項、第7項、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)	○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。	・監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないことについて確認していない場合 ・法人が保有する書類により、監事のうちに欠格事項に該当する者がいることが判明した場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B
			○ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。	・監事の選任手続の過程において、監事候補者が理事又は職員を兼ねている場合 ・法人が保有する書類により、監事のうちに理事又は職員を兼ねていることが判明した場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分	
	[監査ガイドライン P.21～23]		○ 監事のうちに、各役員(理事及び監事)について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。	・監事の選任手続の過程において、各役員と特殊関係にある者が含まれていないことについて確認していない場合 ・法人が保有する書類により、各役員と特殊の関係にある者が含まれていることが判明した場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B	
			○ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B	
			○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。	・理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいる場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B	
			○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないか。	・監事の選任手続において、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない場合 ・暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類(履歴書、誓約書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B	
	3 法に定める者が含まれているか。	法第44条第5項	○ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。	・監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類(履歴書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B	
				・監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない場合 ＜確認書類＞ 監事の選任手続における書類(履歴書等)、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	C B	
[監査ガイドライン P.23～24]						

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
(3)職務・義務	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。 [監査ガイドライン P.24～26]	法第45条の18第1項、第45条の28第1項及び第2項、規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで	○ 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。	・監事報告に必要な記載事項が記載されていない場合 ・監事が期限までに特定理事(計算関係書類についての監査報告について、会計監査人設置法人にあっては特定理事及び会計監査人)に監査報告の内容を通知していない場合 <確認書類> 監査報告、監査報告の内容の通知文書	C B
		法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで	○ 理事会への出席義務を履行しているか。	・理事会に2回以上続けて欠席した監事がある場合 ・監事の全員が欠席した理事会がある場合 <確認書類> 理事会の議事録	C B
6 理事会 (1)審議状況	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。 [監査ガイドライン P.26～27]	法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項	○ 権限を有する者が招集しているか。	・招集権を有さない者が理事会を招集している場合 <確認書類> 理事会の招集通知、理事会の議事録、招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類	C B
			○ 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知しているか。	・理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない場合 <確認書類> 理事会の招集通知、理事会の議事録、招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類	C B
			○ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	・招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない場合 <確認書類> 理事会の招集通知、理事会の議事録、招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類	C B
	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	法第45条の14第4項、第5項	○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。	・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合 ・理事会の決議あったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない場合 <確認書類> 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録	C B
			○ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	・成立した決議について、法令又は定款に定める定足数又は賛成数が不足していた場合 <確認書類> 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	[監査ガイドライン P.27～29]		○ 決議について特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか。	・議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合 ・議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程	C B
			○ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。	・理事会で評議員の選任又は解任が行われている場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程	C B
			○ 書面による議決権の行使が行われていないか。	・欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程	C B
	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。 [監査ガイドライン P.29]	法第45条の13第4項	○ 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。	・理事に委任ができない事項が理事に委任されている場合 ＜確認書類＞ 理事会議事録、理事に委任する事項を定める規程等	C B
			○ 理事に委任される範囲が明確になっているか。	・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合 ＜確認書類＞ 理事会議事録、理事に委任する事項を定める規程等	C B
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか。 [監査ガイドライン P.29～30]	法第45条の16第3項	○ 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。	・理事長及び業務執行理事(選任されている場合)が、理事会において、3か月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会の議事録	C B
(2)記録	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項	○ 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。	・議事録に必要事項が記載されていない場合 ＜確認書類＞ 定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類	C B
			○ 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。	・議事録に議事録署名人の署名等がない場合 ＜確認書類＞ 定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類	C B
			○ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。	・議事録に署名又は記名押印の代わりに電子署名がない場合 ＜確認書類＞ 定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	[監査ガイドライン P.30～32]		○ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。	・必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない場合 ・必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない場合 ＜確認書類＞ 定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類	C B
(3)債権債務の状況	1 借入は、適正に行われているか。 [監査ガイドライン P.32]	法第45条の13第4項第2号	○ 借入(多額の借財に限る。)は、理事会の決議を受けて行われているか。	・多額の借財(専決規程等がなく理事長等に多額ではない借入れの権限が委任されていない場合は全ての借財)について理事会の決議を受けた上で行われていない場合 ＜確認書類＞ 定款、理事会議事録、借入金明細書(計算書類の附属明細書)、専決規程等、理事長による決裁文書、借入契約書等	C B
7 会計監査人	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。 [監査ガイドライン P.32～33]	法第36条第2項、第37条、令第13条の3(参考)法第45条の6第3項	○ 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。	・特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない場合 ＜確認書類＞ 定款	C B
			○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。	・定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない場合 ＜確認書類＞ 定款、会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等	C B
			○ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。	・会計監査人が欠けている場合、遅滞なく会計監査人の選任のための検討が進められていない場合 ＜確認書類＞ 定款、会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等	C B
	2 法令に定めるところにより選任されているか。 [監査ガイドライン P.33～34]	法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第73条第1項	○ 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。	・会計監査人が評議員会の決議により選任されていない場合 ・理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない場合 ・理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない場合 ・評議員会に提出された会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない場合 ＜確認書類＞ 評議員会の議事録、理事会の議事録、監事の過半数の同意を証する書類(理事会の議事録に記載がない場合)、会計監査人候補者の選定に関する書類	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。 [監査ガイドライン P.34～35]	法第45条の19第1項、第2項	○ 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。	・会計監査人が会計監査報告を作成していない場合 ・会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない場合 <確認書類> 会計監査報告、会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知した文書	C B
			○ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。	・会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない場合 <確認書類> 会計監査報告	C B
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬(1)報酬	1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。 [監査ガイドライン P.36]	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条	○ 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	・評議員の報酬等の額が定款で定められていない場合 <確認書類> 定款	C B
	2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 [監査ガイドライン P.36～37]	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条	○ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	・理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない場合 <確認書類> 定款、評議員会の議事録	C B
	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 [監査ガイドライン P.37]	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項	○ 監事の報酬等は定款又は評議員会の決議によって定めているか。	・定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない場合 <確認書類> 定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類	C B
			○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。	・評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない場合 <確認書類> 定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類	C B
	4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。 [監査ガイドライン P.37～38]	法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条	○ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。	・会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない場合 <確認書類> 理事会の議事録、監事の過半数の同意を得たことを証する書類	C B

項 目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
(2)報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。 [監査ガイドライン P.38～39]	法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42	○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない場合 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員の承認を受けていない場合 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない場合 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない場合 ・支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない場合 ＜確認する書類＞ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準、評議員会の議事録	C B
		法第59条の2第1項第2号、規則第10条	○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。	・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない場合 ・なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。	C B
(3)報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 [監査ガイドライン P.39～40]	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42	○ 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	・支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、報酬等の支給基準、報酬等の支払いの内容が確認できる書類	C B
			○ 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	・支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない場合 ＜確認書類＞ 定款、評議員会の議事録、報酬等の支給基準、報酬等の支払いの内容が確認できる書類	C B
(4)報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 [監査ガイドライン P.40]	法第59条の2第1項第3号、規則第2条の41、第10条	○ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。	・理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない場合	C B